【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

　国家検定制度「技能検定」に挑戦しよう！

技能検定とは、働く上で身に付ける、または必要とされる**技能の習得レベルを評価する国家検定制度**で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど**全部で１３０職種の試験**があります。

１　「技能検定」とは？

～１３０職種の「技能検定」～

・都道府県が実施する職種：１１１職種　　・指定試験機関が実施する職種：１９職種（下線があるもの）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 技能検定職種 |
| 建設関係 | 造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ |
| 窯業・土石関係 | 陶磁器製造 |
| 金属加工関係 | 金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験 |
| 一般機械器具関係 | 機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図 |
| 電気・精密機械器具関係 | 電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図 |
| 食料品関係 | パン製造、菓子製造、製麵、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造 |
| 衣服・繊維製品関係 | 染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製 |
| 木材・木製品・紙加工品関係 | 機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装 |
| プラスチック製品関係 | プラスチック成形、強化プラスチック成形 |
| 貴金属・装身具関係 | 時計修理、貴金属装身具製作 |
| 印刷製本関係 | プリプレス、印刷、製本 |
| その他 | ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、ブライダルコーディネート、接客販売、着付け、ホテル・マネジメント、レストランサービス、フィットネスクラブ・マネジメント、ビル設備管理、園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、塗料調色、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、調理、ビルクリーニング、ハウスクリーニング、産業洗浄、商品装飾展示、フラワー装飾 |

試験の難易度によって１級、２級、３級に分かれます（受検資格要件あり）。また、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級もあります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

**試験に合格**すると**合格証書**が交付され、**「技能士」**と名乗ることができます**（名称独占）**。

都道府県が実施する職種に関するものについては、主として**技能検定の合格者**に対しては**「技能士章」**が交付されます（指定試験機関が実施するものについては、各機関へお問い合わせください）。

２　「技能検定」のメリット

裏面は、「技能検定」の実施時期・試験内容など

**●都道府県（職業能力開発協会）が実施する職種**

３　「技能検定」の実施時期

技能検定試験は、前期・後期に分かれ、例年以下のようなスケジュールで実施しています。

**令和４年度スケジュール**については、**厚生労働省または中央職業能力開発協会のホームページ**などでご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **前　期** | **後　期** |
| **実施公示** | ３月上旬 | ９月上旬 |
| **受検申請受付** | ４月上旬～４月中旬 | １０月上旬～１０月中旬 |
| **実技試験** | ６月中旬～９月上旬 | １１月下旬～翌年２月下旬 |
| **学科試験** | ７月末～９月上旬 | 翌年１月末～２月中旬 |
| **合格発表** | ８月末(３級)・１０月上旬 | 翌年３月中旬 |

試験機関ごとに定めていますので、**各機関のホームページ**などでご確認ください。

**●指定試験機関が実施する職種**

４　「技能検定」の試験内容

都道府県が実施する職種については、**原則「実技試験」と「学科試験」**により行われ**、両方の試験に合格することが必要**です（指定試験機関が実施するものは、職種によって異なりますので、各機関のホームページでご確認ください）。

**【実技試験】**

職種によって次の①と②の両方を行う場合と、どちらか一方を行う場合があります。

1. **製作等作業試験**

制限時間内に物の製作・組立て・調整などを行う試験です。試験時間は長いもので４～６時間程度に

なります。

1. **判断等試験、計画立案等作業試験**

実際的な対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別・判断・測定・計算などを行う試験です。

**【学科試験】**

都道府県が実施する職種の試験は、真偽式と多肢択一式により出題され、それぞれ２５問ずつで全５０問（特級は多肢択一式のみ５０問、３級は真偽式のみ３０問）です。

５　「技能検定」の受検手数料

都道府県が実施する職種については、

・「学科試験」受検手数料：３，１００円　　　・「実技試験」受検手数料：１８,２００円

※令和３年度に関するもの。目安となるもので、都道府県によって異なる場合があります。

　　※３５歳未満の方は、ものづくり分野の２級・３級の実技試験の受検手数料が最大９千円減額されます。

指定試験機関が実施するものは、各機関のホームページでご確認ください。

～技能検定制度等に係るポータルサイト～「技のとびら」

このサイトでは「技能検定」に関する情報だけでなく、**「技能士を活用したさまざまな事例」「人材の確保・育成に伴う施策情報」「指導者向けマニュアル」**、そして優れた技能を有する１級技能士などが参加し、熟練技能を競う**「全国規模の技能競技大会」**などさまざまな情報が掲載されています。

自らのキャリアアップのため、ぜひ「技能士」の資格に挑戦してみましょう！

**国家検定制度「技能検定」に挑戦しよう！**　発行：栄経営労務管理事務所